

第58号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

市有墓地における市職員による維持業務により発生した事故に係る損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月24日提出

中間市長 福田 浩

記

1 和解の相手方

北九州市八幡西区在住 女性 47歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和2年8月5日(水)午後2時50分頃

(2) 事故の発生場所

中間市中央一丁目地先

(3) 事故の内容

本市職員が草刈り機を使用し市有墓地の除草作業を行っていたところ、草刈り機の刃で隣接する店舗の壁面に約20センチメートルの損傷を与えた。

3 損害賠償の額

48,125円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。